

医療

後期高齢者医療保険の保険証などを交付します

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎ (293) 3114

新しい「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」を郵送します。
現在の保険証（オレンジ色）の有効期限は7月31日です。各自で処分するか役場にご返却ください。新しい保険証（水色）は7月に郵送しますので、8月からお使いください。また保険証（水色）に記載している一部負担金の割合は、平成23年度の町県民税の課税所得をもとに判定しています。
役場で直接交付を希望する人は7月8日（金）までにお問い合わせください。役場で受け取る場合は保険証（オレンジ色）、印かん、本人確認書類（免許証など）をお持ちください（別世帯の人が受け取る場合は委任状が必要）。
新しい「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）を交付します。
すでに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（オレンジ色）を持っている人で、8月からも引き続き該当する人は、保険証（水色）と一緒に郵送します。8月1日からお使いください。また入院中（予定を含む）の人でまだ「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていない人は、役場までご相談ください。※世帯の全員が町県民税非課税の人が対象になります。

年金

平成23年度国民年金の免除受け付けが始まりました

●問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎ (353) 0142 ☎ (355) 3261

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。
●全額免除期間や一部納付期間は、将来の老齢基礎年金を計算する際、全額納付した期間と比較して年金額が少なくなります。
●免除された保険料は、10年以内であれば後から納付（追納）することができます。
●3年度目以降に追納する場合は、免除された保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
【ご注意ください！】
各種免除制度は、本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。
納付しなかった場合、一部免除は無効になり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。万が一の時の障害基礎年金などが受給できない場合があります。

平成23年度の1カ月の保険料額と老齢基礎年金額の割合

	保険料	老齢基礎年金額の受給割合
全額免除	0円	8分の4
4分の1納付	3,760円	8分の5
半額納付	7,510円	8分の6
4分の3納付	11,270円	8分の7
全額納付	15,020円	8分の8

募集

大津町非常勤職員募集

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎ (293) 3111

職 種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備 考
外国語講師	町内幼稚園・保育園 町内小学校	月～金（開園・開校時のみ）	8:30～17:15のうち4時間	外国語講師経験	無	有	任用期間2～3年 日額報酬
特別支援補助員	町内小中学校	月～金（学校開校時のみ）	8:30～17:15のうち5時間30分	無	無	有	任用期間2～3年 日額報酬
給食調理員	町学校給食センター	月～金のうち週4日	1日7時間15分	調理師または実務経験2年以上	有	有	任用期間1～2年 日額報酬
給食調理補助員	町学校給食センター	月～金のうち週4日（開校時のみ）	1日7時間	無	無	有	任用期間1～2年 日額報酬
幼稚園教諭	町内幼稚園	月～金（幼稚園開園時のみ）	8:30～17:15のうち5時間30分	幼稚園教諭免許	無	有	任用期間2～3年 日額報酬
農家台帳入力補助員	町農業委員会	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	無	無	有	任用期間1～3年 月額報酬
保育士	大津保育園	月～金	8:30～16:45を基本に週29時間	保育士	有	有	任用期間1～3年 月額報酬
介護認定調査員	保険医療課	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	看護師または介護福祉士	無	有	任用期間2～3年 日額報酬

○申込期限 7月11日（月） ○申込時間 午前9時～午後5時（土、日を除く） ○申込方法 履歴書を本人が持参してください
○任用開始 8月～9月以降を予定 ○その他 ①面接を7月中旬に実施予定です②募集職種や募集の詳細などに変更になる場合があります

健診

巡回健診の日程が決まりました

●問い合わせ 役場健康福祉課 健康推進係 ☎ (293) 3510

月 日	受付時間		場 所
	特定健診 大腸がん検診	肺がん検診	
7月21日（木）	8:30～10:30	8:30～11:00	大津東小学校体育館
7月22日（金）	8:30～10:30	8:30～11:00	矢護川コミュニティセンター
7月23日（土）	8:30～10:30	8:30～11:00	子育て・健診センター
7月24日（日）	8:30～10:30	8:30～11:00	子育て・健診センター
7月25日（月）	8:30～10:30	8:30～11:00	護川小学校
7月26日（火）	8:30～10:30	8:30～11:00	大津北小学校体育館
7月27日（水）	8:30～10:30	8:30～11:00	陣内地区公民館分館
7月28日（木）	8:30～10:30	8:30～11:00	野外活動等研修センター
7月29日（金）	8:30～10:30	8:30～11:00	子育て・健診センター
7月30日（土）	8:30～10:30	8:30～11:00	子育て・健診センター
8月2日（火）	8:30～10:30	8:30～11:00	陣内地区公民館分館
8月3日（水）	8:30～10:30	8:30～11:00	人権啓発福祉センター
8月4日（木）	8:30～10:30	8:30～11:00	子育て・健診センター
		17:30～19:30	役場玄関前
8月5日（金）	8:30～10:30	8:30～11:00	子育て・健診センター
8月6日（土）	8:30～10:30	8:30～11:00	子育て・健診センター

巡回健診では、特定健診と大腸がん（検便）検診と肺がん（レントゲン）検診を同時に受けることができます。
健診（検診）受診を申し込んだ人には、受診券・問診票を郵送します。申し込みをしていない人で受診希望の場合は、事前に役場までご連絡ください。
※40歳以上の町民が対象になります。

健診（検診）の自己負担金		
健診名	74歳まで	75歳以上
特定健診	1,500円	800円
肺がん検診	500円	200円
大腸がん検診	500円	200円

税

改修で固定資産税が減額されます

●問い合わせ 役場税務課 固定資産係 ☎ (293) 3117

バリアフリー改修

平成19年1月1日以前から所在していた住宅（賃貸住宅を除く）のうち、4月1日から平成25年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事（自己負担額が30万円以上のもの）が行われた住宅は翌年度分の固定資産税を3分の1減額します。改修後3カ月以内に、工事費明細書や領収書、写真（改修前・後）などの関係書類と一緒に申請してください。

▼対象 ①65歳以上の人②要介護認定または要支援認定を受けた人③障害者手帳を持っている人のいずれかが住んでいることが条件
▼対象の工事 ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差の解消⑦引戸への取り替え⑧床表面の滑り止め化
▼減額される床面積 1戸あたり100㎡まで

省エネ改修

平成20年1月1日に存在した住宅で、4月1日から平成25年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅（賃貸住宅を除く）が対象です。改修後3カ月以内に、建築士、指定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関が発行した証明書を添付して申請して

ください。

▼減額 家屋全体にかかる翌年度の固定資産税の3分の1を減額

▼減額対象工事

①～④の工事を行い、費用が30万円以上であること。①窓の改修工事②二重サッシ化、複層ガラス化など③床の断熱改修工事④天井の断熱改修工事⑤壁の断熱改修工事

※①の工事は必ず行うこと

▼減額される床面積

1戸あたり120㎡まで

※新築住宅、耐震改修の減額措置と同時に適用されません（バリアフリー改修の減額措置とは同時適用）。

耐震改修

昭和57年1月1日現在で建っていた住宅を耐震改修（工事費30万円以上）をした場合が対象です。改修後3カ月以内に、証明書（耐震基準適合証明書）を持って申請してください。

▼減額 改修をした家屋全体にかかる固定資産税の2分の1を減額
▼工事完了時期と減額期間 平成24年12月31日までは翌年度から2年間。平成25年1月1日、平成27年12月31日までは翌年度分まで

▼減額される床面積 1戸あたり120㎡相当分まで